平成10年3月22日制定 平成24年6月9日改正 平成25年6月29日改正 令和3年11月1日改正

(名 称)

第1条 本会は、神奈川大学保土ヶ谷・旭区宮陵会と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務局を会長の住所地に置く。

(目 的)

第3条 本会は、会員相互の親睦をはかるとともに、神奈川大学・神奈川大学大学院(以下「神奈川大学」という)及び一般社団法人神奈川大学宮陵会の発展に寄与することを 目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、次の事業を行う。

- (1) 会員名簿の作成、発行
- (2) 会報等の発行
- (3) その他目的達成に必要な事項

(会 員)

第5条 本会は、横浜専門学校及び神奈川大学を卒業した者で保土ヶ谷・旭区に在住及び 勤務する者をもって組織する。

但し、役員会が認めた場合は、保土ケ谷・旭区に在住及び勤務していなくても会員とすることができる。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)
 会長
 1名

 (2)
 副会長
 2名

 (3)
 事務局長(幹事長)
 1名

 (4)
 会計
 2名

 (5)
 幹事
 共工
- (5)幹事若干名(6)会計監事1名
- 2 本会に顧問・相談役(若干名)を置くことができる。顧問は、会長を経験したものとする。
- 3 本会に参与(若干名)を置くことができる。参与は、副会長又は事務局長のいずれかを経験したものとする。

(役員の選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

- 2 顧問・相談役は、総会に諮り会長が委嘱する。
- 3 参与は、総会に諮り会長が委嘱する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の職務)

第9条 会長は、本会の業務を総括し、本会を代表する。

第10条 副会長は、会長を補佐し、会長に支障が生じたときは、その職務を代行する。

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ随時開催する。

2 役員会は、会長が招集する。

(総 会)

第12条 総会は、原則として年1回開催するほか、必要に応じ随時開催する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 総会は、事業計画、予算・決算、その他重要事項を審議する。

(資 金)

第13条 本会の運営資金は、会費及び寄付金、その他の収入をもってこれにあてる。

(会 費)

第14条 本会の会費は、年額1,000円とする。ただし、必要に応じ臨時に会費を徴収することがある。

2 会費の改訂は、総会において行う。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(会則の変更)

第16条 本会則の改正は、総会において行う。

附 則

この会則は平成10年3月22日から施行する。

附則

この会則は平成24年6月9日から施行する。

附則

この会則は平成25年4月1日から施行する。

id fil

この会則は令和3年11月1日から施行する。